【別記４】

**研修受入機関支援区分**

第１　事業の内容

　　　派遣研修先等に対して助成を行う市町村等の事業への補助を行う。

第２　補助対象経費及び補助額等

補助対象経費及び補助額等は、別表第４に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第３　補助対象者

　　　高知県就農希望者研修機関等認定要領に基づき認定を受けた研修機関等及び派遣研修先（研修生と３親等以内の者は除く。）が、以下の研修生を受け入れる場合に支給する。

　　　ただし、雇用就農資金の対象となる研修生を受け入れる場合は、雇用就農資金の助成対象期間が２年を超えないこととする。

　　（１）別記１及び２の事業の対象となる研修生及び別記３の地域講座受講タイプの対象

親族

（２）就農準備資金の対象となる研修生又は所得が一時的に就農準備資金の基準を超えているが、その他の全ての要件を満たしていることを県、補助事業者、事業実施主体から承認を受け、かつ所得が基準を下回った時点で、残りの研修期間に応じて就農準備資金を申請することを確約する研修生（いずれも研修終了後に独立・自営就農または親元就農する者に限る）及び雇用就農資金（独立支援タイプに限る）の対象となる研修生。

第４　補助対象受入上限

　　　補助対象者に対して、原則、研修生１人を上限とする。ただし、専任の研修指導員（５年以上の農業経験もしくは農業指導経歴を有する者）が常勤している場合には、１指導員当たり研修生３人を上限とする。

第５　補助の制限

　　　補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の補助対象から除外する。

　　（１）市町村等が、就農に必要な技能を取得する研修ではないと判断したとき。

　　（２）県が、派遣研修先等の認定を取消したとき。

第６　補助金の返還等

会議は、要綱第14条各号及び次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じなければならない。ただし、病気、災害、研修生の責めに帰すべき理由による場合等のやむを得ない事情があると会議が県と協議のうえ認めた場合（要綱第14条第１号、第２号又は第６号に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

（１）研修機関等又は派遣研修先等が、別記１の第６の１、若しくは別記２の第６の１、又は別記３第５の（３）の研修計画等に即した研修を行っていないと認められる場合。

（２）研修の効果が認められない場合。

（３）研修機関等又は派遣研修先等の都合により研修を中止した場合。

（４）研修生が第３の（２）で確約したことを実施しなかった場合。その場合においては、研修生が補助金を返還するものとする。

○別表４（別記４第２関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研修受入機関支援区分 | 雇用就農資金等の研修生及び後継者育成支援区分の対象親族以外の研修生を受け入れる場合 | 交付対  象経費 | １　県内での就農を希望する研修生を受入れた研修機関等又は派遣研修先等に交付する。  ２　国、県の公的な研修機関及び研修に関して経費を徴収する研修機関等又は派遣研修先等については支給しない。 |
| 交付額 | 月額５万円以内 |
| 交付期間 | 各事業の交付対象期間（担い手支援事業採択前の期間は除く。）で最長２年間とする。 |
| 補助率 | 10分の10以内 |
| 雇用就農資金（独立支援タイプ）を利用して研修生を受け入れる場合 | 交付対  象経費 | １　県内での就農を希望する研修生を受入れた派遣研修先等に交付する。ただし、雇用就農資金の助成対象期間が2年を超えないこととする。  ２　研修に関して経費を徴収する研修期間等又は派遣研修先等については支給しない。 |
| 交付額 | 月額８万円以内 |
| 交付期間 | 最長２年間とする（担い手支援事業採択前の期間は除く。）。 |
| 補助率 | 10分の10以内 |
| 後継者育成支援区分の対象親族を受け入れる場合 | 交付対  象経費 | １　地域実践研修を行う対象親族を受け入れる対象農業者と同じ産地、部会等に所属する指導農業士に対して支給する。  ２　研修に要する経費を徴収する指導農業士については支給しない。 |
| 交付額 | 地域実践研修を実施した月毎に月額５万円以内とする（担い手支援事業採択前の期間は除く。）。 |
| 交付期間 | 最長３ヶ月以内とする。 |
| 補助率 | 10分の10以内 |

（注）金額については、地域の実情を考慮するものとする。